

平成19年9月25日

各 位

株式会社 錢高組

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、防衛施設庁発注工事に関して、独占禁止法違反があったとして、公正取引委員会から排除措置命令を受けたことに伴い、平成19年9月25日に国土交通省近畿地方整備局から、下記のとおり建設業法に基づく営業停止処分を受けました。

当社といたしましては、今回の処分を厳粛に受け止め、引き続き役職員全員に対し法令順守と企業倫理を徹底し、再発防止と社会的な信用回復に努力していく所存ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 停止の対象となる営業の範囲

土木工事業及び建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

2. 期間

平成19年10月 9日から平成19年10月23日までの15日間

以上